

発議第3号

地方議会議員の法的位置づけの明確化を求める意見書案

地方議会議員の法的位置づけの明確化を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣及び厚生労働大臣宛て提出するものとする。

平成29年3月23日提出

提出者 和歌山市議会議員

井上直樹

奥山昭博

芝本和己

古川祐典

中尾友紀

## 地方議会議員の法的位置づけの明確化を求める意見書案

現在の地方議会議員を取り巻く環境は、議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握等、様々な議員活動を行っており、近年では、都市部を中心に専門化、常勤化が進んでいる状況にある。

そもそも地方議会議員の根幹となる地方自治法は、昭和22年に制定され、平成20年に改正されるまでは他の行政関係委員と同様の非常勤の職員に対する報酬であり、改正後は、他の行政関係委員と区別されたものの、その職務や位置づけが地方自治法上明文化されていないことから、議員の職務としての議員活動について必ずしも十分な理解が得られていない現状にあるのが事実である。

翻って、地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け、大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割がますます大きくなっている今、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみ取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

こういった地方議会の果たすべき役割、地方議会議員としての果たすべき使命と責任を考慮したとき、地方分権時代にふさわしい地方議会議員の法的位置づけを明確にし、職務遂行の対価を単なる役務の提供に対する評価としての「報酬」ではなく、広範な議員の諸活動に見合うふさわしい名称に改めること及び、例えば、厚生年金への加入など社会保障制度の充実にも努めるべきである。

よって、国においては、地方議会議員の法的位置づけを明確にするとともに、社会保障制度充実のための法整備を早急に実現するよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。